第十二条を削り、第十三条を第十二条とし、第十四条から第二十六条までを一条ずつ繰り上げる。

第二十七条中「第十五条第一項」を「第十五条」に改め、同条を第二十六条とする。

第二十八条を第二十七条とし、第二十九条から第三十三条までを一条ずつ繰り上げる。

別記様式中「前条第1項第13号」を「前条第13号」に改める。

附　則

この省令は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

○経済産業省令第四号
環境省令

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十八号）及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成二十八年政令第百八十一号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、この省令を制定する。

平成二十八年三月三十一日

経済産業大臣　林　幹雄
環境大臣　大塚　珠代

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令

（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第十五条第二項に規定する業務に係る業務運営に関する省令の廃止）

第一条　国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第十五条第二項に規定する業務に係る業務運営に関する省令（平成十八年経済産業省環境省令第六号）は、廃止する。

（特別会計に関する法律施行令第五十二条第一項第二号に規定する事務の区分を定める省令の一部改正）

第二条　特別会計に関する法律施行令第五十二条第一項第二号に規定する事務の区分を定める省令（平成十九年経済産業省環境省令第四号）の一部を次のように改正する。

本則各号列記以外の部分中「（以下「令」という。）」を削り、第一号及び第二号を削り、第三号中「令第五十条第七項第十号及び第十一号、第八項第七号及び第八号並びに第九項第一号及び第三号に規定する費用に係る補助金、委託費、交付金若しくは利子補給金の交付、拠出金の拠出又は分担金の支出に関する事務のうち、」を削り、同号を第一号とし、第四号中「令第五十条第七項第十号及び第十一号、第八項第七号及び第八号並びに第九項第一号及び第三号に規定する費用に係る補助金、委託費、交付金若しくは利子補給金の交付又は分担金の支出に関する事務のうち、」を削り、「保全」の下に「（環境省設置法（平成十一年法律第百一号）第三条に規定する環境の保全をいう。）」を加え、同号を第二号とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。

（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第十五条第二項に規定する業務に係る業務運営に関する省令の廃止に伴う経過措置）

第二条　改正法附則第二条第一項の規定により国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（次条において「機構」という。）が行う同項に規定する業務については、第一条の規定による廃止前の国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第十五条第二項に規定する業務に係る業務運営に関する省令（以下この条において「旧業務運営省令」という。）の規定は、この省令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧業務運営省令第一条中「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第百四十五号。以下「機構法」という。）第十五条第二項に規定する業務（以下「排出削減単位取得等業務」とあるのは「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十八号）附則第二条第一項に規定する業務（以下「一　機構法第十五条第二項第一号に規定する業務に関する事項
二　機構法第十五条第二項第二号に規定する指導に関する事項
三　機構法第十五条第二項第三号に規定する附帯する業務に関する事項
四　競争入札その他契約に関する基本的事項
五　その他機構の業務の執行に関して必要な事項
六　債権回収等業務に関する事項」と、旧業務運営省令第二条第一項、第三条、第四条第一項の表事業年度における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書の項及び中長期目標の期間の終了時に見込まれる中長期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにする報告書の項並びに第七条中「排出削減単位取得等業務」とあるのは「債権回収等業務」とする。

（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令附則第二項の経済産業省令・環境省令で定める区分等）

第三条　改正法附則第二条第一項及び第三項の規定により機構が同条第一項に規定する業務を行う場合においては、第二条の規定による改正後の特別会計に関する法律施行令第五十二条第一項第二号に規定する事務の区分を定める省令の規定にかかわらず、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令附則第二項に規定する事務は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める所管大臣が行うものとする。

一　改正法による改正前の国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第百四十五号。次号において「旧機構法」という。）第十五条第二項各号に掲げる業務に係る債権（改正法附則第四条の規定による改正前の特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号。次号において「旧特会法」という。）第八十五条第三項第二号に掲げる措置に関する事務のうち、環境の保全（環境省設置法（平成十一年法律第百一号）第三条に規定する環境の保全をいう。次号において同じ。）以外の観点から行うものに係るものに限る。）の管理及び回収並びにこれらに附帯する業務に要する費用に係る委託費の交付に関する事務　経済産業大臣

二　旧機構法第十五条第二項各号に掲げる業務に係る債権（旧特会法第八十五条第三項第二号に掲げる措置に関する事務のうち、環境の保全の観点から行うものに係るものに限る。）の管理及び回収並びにこれらに附帯する業務に要する費用に係る委託費の交付に関する事務　環境大臣

○国土交通省令第三十九号

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十九号）の施行に伴い、並びに踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第百九十五号）第三条第一項及び第四項、第四条第一項及び第二項第五号、第五条第二項第五号並びに第十三条、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二十第一項、第四十八条の二十一第二号及び第四十八条の二十四並びに踏切道改良促進法施行令（昭和三十七年政令第三百二号）第五条及び第八条の規定に基づき、並びに道路法及び道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）を実施するため、踏切道改良促進法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

国土交通大臣　石井　啓一